

平成31年3月15日  
建設局 技術管理課

### スクラップ費用の取扱い

平成31年度4月以降に起工する工事から、スクラップ費用について以下のとおり取り扱うこととします。

#### 1 スクラップ費用の取扱い基準の統一

- ① 直接工事費に計上する。
- ② マイナス単価とする。
- ③ 全ての間接費の対象外とする。  
(管理費区分は「9」とし、「0」や「T」と設定はしない。)

#### 2 工事費積算例

項番	種別	金額 (円)	備考
①	直接工事費	900,000	
②	内 スクラップ以外	1,000,000	全ての間接費の対象
③	訳 スクラップ	-100,000	全ての間接費の対象外
④	共通仮設費対象額	1,000,000	①-③ スクラップ控除
⑤	共通仮設費	200,000	④×0.20 20%
⑥	純工事費	1,100,000	①+⑤
⑦	現場管理費対象額	1,200,000	⑥-③ スクラップ控除
⑧	現場管理費	480,000	⑦×0.40 40%
⑨	工事原価	1,580,000	⑥+⑧
⑩	一般管理費等対象額	1,680,000	⑨-③ スクラップ控除
⑪	一般管理費等 (端数処理前)	504,000	⑩×0.30 30%
⑪'	一般管理費等 (端数処理後)	500,000	工事価格が万円単位になるよう、 一般管理費等において端数処理
⑫	工事価格	2,080,000	⑨+⑪'
⑬	消費税相当額	166,400	⑫×0.08 8%
⑭	工事費	2,246,400	⑫+⑬

※ 上表は説明用の簡略なものであり、数値は全て参考値である。

#### 3 適用日

平成31年4月以降に起工する工事から適用します。

## 参 考

## 最低制限価格の算定例

別紙1の「2 工事積算例」により工事発注を行った場合の、最低制限価格の算定例を以下に示しますので、参考にしてください。

## ◆ 最低制限価格の算定例

種別	A：設計金額（円）	B：所定の率	A×B：算定額（円）
直接工事費	900,000	0.97	873,000
共通仮設費	200,000	0.90	180,000
現場管理費	480,000	0.90	432,000
一般管理費	500,000	0.55	275,000
計	2,080,000		1,760,000
消費税相当額			140,800
最低制限価格			1,900,800

※ 上表は説明用の簡略なものであり、数値は全て参考値である。